

全労金2016春季生活闘争ニュース・第17号

協会と、「最低賃金の引き上げ」に関する 中央労使協議（第3回）を開催しました！

◎第68回中央労使協議会小委員会を開催しました。

全労金は、3月22日午後2時から、協会と第68回中央労使協議会小委員会を開催し、「最低賃金」の引き上げに関する労使協議を開催しました。出席者は、協会は吉田常務、望月人事部長、筒井次長、伊吹専任役、全労金は櫻井・新井副委員長、深見書記長、奥井・蒲原両書記次長です。

協議では、全労金から、「これまでの協議を踏まえ、回答期限日としている3月29日には、930円の表記とあわせて、中央協定として改定するためには協会・全国労金の各級会議で議論・確認する必要があることは理解していることを踏まえ、改定時期を明確にした上で、『引き上げに向け協議する』等を示すこと」等、考え方を示しました。

協会からは、「前回の協議で伝えた金庫の実態把握については、一定把握した」「3月18日に開催した企画会議（※各金庫の専務が出席）において、協会の考え方として、①最低賃金の果たす役割は認識している、②2006春闘以来の20円の引き上げ要求は理解できる、③各金庫の実態把握が必要、④今後の最低賃金のあり方について、将来に繋がっていく議論が必要、等を示した」ことが報告されました。

また、現段階における協会の認識として、「①すべての金庫からの同意を確認する、②要求の主旨については理解している、③法律の遵守や人材確保が可能な水準、加えて、賃金の底上げを含めた事業体の責任を前提に考える、④早期の解決をめざして協議する」との考え方が示されました。その後、回答期限日以降の協議の進め方や課題認識等について意見交換し、協議は終了しました。

全労金は、2016春季生活闘争方針（案）を検討する段階から、全労金組織内において最低賃金の要求水準について議論し、930円の要求を組み立ててきました。また、中央協定の改定を進めるにあたっては、協会の各級会議における議論・確認（※中央委任）が必要なことは理解した上で、2016春季生活闘争期間中の到達目標を定め、協議を進めています。したがって、全労金は、引き続き、3月29日の回答期限日を意識した上で、早期の解決をめざし、協議を進めます。

次回は、3月28日（月）15時30分～、「最低賃金に関する第4回の協議」を開催します！

以 上